

■ 要緊急安全確認大規模建築物における耐震診断の結果の公表一覧表

平成29年1月6日
令和8年2月12日更新

【病院、診療所】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	市立四日市病院 病棟	三重県四日市市芝田二丁目37-1他	病院	9 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$G_{is} = 1.00$ ($I = 1.5$)	Ⅲ	-	-	
2	市立四日市病院 診療棟	三重県四日市市芝田二丁目37-1他	病院	9 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$G_{is} = 1.40$ ($I = 1.5$)	Ⅲ	-	-	

【劇場、観覧場、映画館、演芸場】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	四日市競輪場メインスタンド	三重県四日市市大字羽津甲5163番地	観覧場	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.08$ $C_{Tu} \cdot S_0 = 0.46$	Ⅲ	-	-	
2	四日市文化会館 大ホール棟	三重県四日市市安島二丁目22	劇場	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.26$ $C_{Tu} \cdot S_0 = 0.79$	Ⅲ	-	-	

【ホテル・旅館】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	プラトンホテル四日市	三重県四日市市西新地108	ホテル	8-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版) 鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} = 1.43$ $C_r \cdot S_0 = 0.32$	Ⅲ	-	-	

【百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	四日市近鉄ビル(本館)	三重県四日市市諏訪栄町7-34	百貨店	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{Tu} \cdot S_0 = 0.65$	Ⅲ	-	-	
2	インベス四日市日永店舗	三重県四日市市日永五丁目2041番地1	物品販売店舗	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.18$ $q = 0.72$	Ⅰ	除却	2032年1月以降	

【保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	三重県四日市庁舎本館棟	三重県四日市市新正四丁目165	庁舎	18 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる	Ⅲ	-	-	
2	四日市市庁舎	三重県四日市市諏訪町1-5	庁舎	18 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる	Ⅲ	-	-	

【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	株式会社ジェイエスピー 四日市第一工場EPSプラント	三重県四日市市大字六呂見653-2	工場	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.61 \quad q = 1.01$	Ⅲ	-	-	令和5年度耐震改修済
				8-6 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} = 1.01 \quad C_1 \cdot S_D = 0.37$	Ⅲ			
2	JSR株式会社 A85第4製品倉庫	三重県四日市市川尻町100番地	倉庫	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s = 0.63 \quad q = 1.43$	Ⅲ	-	-	
3	JSR株式会社 第1～3製品倉庫	三重県四日市市川尻町100番地	倉庫	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s = 0.68 \quad q = 1.70$	Ⅲ	-	-	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(※)		
			I	Ⅱ	Ⅲ
			地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法		$I_w < 0.7$	$0.7 \leq I_w < 1.0$	$1.0 \leq I_w$
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第三号に定める建築物の耐震診断の方法		－	基準に適合しない	基準に適合する
4	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
5	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)		上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
6-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)		$V_R/V_I < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < V_R/V_I$
6-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版、2025年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
7-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		－	－	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
7-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		－	－	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
8-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)		$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
8-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
					$1.25 < C_T \cdot S_D$
8-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)		$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
8-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)		$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
8-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$

8-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
9	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		$Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un}$ かつ $G_I \leq 1.0$
					$1.0 \leq G_I$
10	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
11	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」		上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
12	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」		$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
13-1	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u / Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / Q_{un}$
13-2	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u / Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 $\leq$ 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 $\leq$ 換算壁量	
		換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 $\leq$ 換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数	基準壁枚数 $\leq$ 換算壁枚数	
13-3	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u / Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 $\leq$ 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 $\leq$ 換算壁量	
		換算壁長 $<$ 必要壁長/2	必要壁長/2 $\leq$ 換算壁長 $<$ 必要壁長	必要壁長 $\leq$ 換算壁長	
14	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		－	－	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
15	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法		$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
16	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」		－	－	要件を全て満たす
17	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準		－	耐震診断基準に適合しない	耐震診断基準に適合する
18	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		－	－	確認できる

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。